| | |
|---|---|
| 航空宇宙用スポット溶接及びシーム溶接作業 | W2018 |
| 航空機用油圧系統構成部品通則 | W2913 |
| 航空宇宙―流体系統及び構成部品―圧力及び温度分類 | W2921 |
| 航空機―油圧系統構成部品―使用作動油の種類の表示 | W2922 |
| 航空宇宙―流体系統及び構成部品―作動油の固体微粒子汚染の試料採取及び測定の方法 | W2923 |
| 航空宇宙―油圧作動油の清浄度 | W2924 |
| 航空宇宙―油圧作動油汚染―サンプリングの位置及び基準 | W2925 |
| 航空機用空気圧系統構成部品通則 | W3102 |
| 航空機―与圧機室地上圧力試験用接続部 | W3104 |
| 航空機―燃料加圧補給接続部 | W3202 |
| 航空機―加圧給油接続部 | W3211 |
| 航空機―飲料水用接続部 | W3212 |
| 航空機―エンジン始動用空気源との接続部 | W3213 |
| 航空機―ジャッキ受 | W3901 |
| 航空宇宙―三脚ジャッキーすきま寸法 | W3902 |
| 航空機―機械式及び電気機械式指示器―一般要求事項 | W6011 |
| 航空宇宙―航空機電気系統の特性 | W7001 |
| 航空宇宙システムの電磁適合性通則 | W7005 |
| 航空機―地上支援電源―一般要求事項 | W7007 |
| 航空機―一般用プッシュプル単極サーキットブレーカー寸法 | W7109 |
| 航空機―一般用プッシュプル単極サーキットブレーカー性能要求事項 | W7110 |
| 航空機―地上電源用コネクター第１部：設計，性能及び試験の要求事項 | W7111 |
| 航空機―地上電源用コネクター第２部：寸法 | W7112 |
| 航空機―電気コネクター設計要求事項 | W7113 |
| 航空機―電気コネクター試験 | W7114 |
| 航空機電気ケーブル用圧着結合 | W7115 |
| 航空機―耐火性電気ケーブル―試験法 | W7116 |
| 航空機―耐火性電気ケーブル―寸法，導体抵抗及び質量 | W7117 |
| 航空機―耐火性電気ケーブル―性能要求事項 | W7118 |

## 告　示

### 船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

関東運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第５号）、関東海上旅客運送業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第６号）、関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第１号）及び関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成28年２月22日

関東運輸局長　濱　　勝俊

１．関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「243,650円」を「245,450円」に、「226,900円」を「228,700円」に、「185,050円」を「186,850円」に、「175,450円」を「177,250円」に改める。

２．関東海上旅客運送業最低賃金第４項中「240,250円」を「242,050円」に、「179,000円」を「180,600円」に改める。

３．関東漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「184,800円」を「186,000円」に改める。

４．関東漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「184,000円」を「186,000円」に改める。

附　則

この公示は、平成28年３月23日から効力を生ずる。

中国運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第５号）、中国海上旅客運送業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第６号）、中国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第１号）及び中国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成28年２月22日

中国運輸局長　小川　晴基

１．中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「243,350円」を「245,150円」に、「226,900円」を「228,700円」に、「184,750円」を「186,550円」に、「175,450円」を「177,250円」に改める。

２．中国海上旅客運送業最低賃金第４項中「239,280円」を「240,480円」に、「171,110円」を「171,910円」に改める。

３．中国漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「181,500円」を「181,700円」に、「180,000円」を「180,200円」に改める。

４．中国漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「187,200円」を「187,800円」に改める。

附　則

この公示は、平成28年３月23日から効力を生ずる。

九州運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第５号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第６号）、九州漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第７号）及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成28年２月22日

九州運輸局長　竹田　浩三

１．九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「243,350円」を「245,150円」に、「226,900円」を「228,700円」に、「184,750円」を「186,550円」に、「175,450円」を「177,250円」に改める。

２．九州海上旅客運送業最低賃金第４項中「238,750円」を「240,100円」に、「171,110円」を「172,110円」に改める。

３．九州漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「180,000円」を「180,200円」に改める。

４．九州漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「184,550円」を「186,500円」に、「171,100円」を「173,050円」に改める。

附　則

この公示は、平成28年３月23日から効力を生ずる。

沖縄総合事務局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第３号）及び沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成28年２月22日

内閣府沖縄総合事務局長　久保田　治

１．沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「243,350円」を「245,150円」に、「226,900円」を「228,700円」に、「184,750円」を「186,550円」に、「175,450円」を「177,250円」に改める。

２．沖縄海上旅客運送業最低賃金の一部を次のように改正する。

第１項中「沖縄県の区域」を「沖縄総合事務局の管轄区域」に改める。

第４項中「240,250円」を「242,050円」に、「179,000円」を「180,600円」に改める。

附　則

この公示は、平成28年３月23日から効力を生ずる。